

## 第5章

---

街が美しい  
—  
環境美化政策

シンガポールは、今日、「ガーデンシティ」と呼ばれ、街が美しいことで世界的に有名である。その都市の美しさはさまざま要素からなっているが、そのポイントをあげると次のようになると考えられる。

- ① 街に落ちているゴミが少ない。
- ② ゴミの収集が円滑で、積み上げられているところをあまり見受けない。
- ③ 街のいたるところに緑や花があふれている。
- ④ 狭い国土ながら、公園、自然保護区が確保されている。
- ⑤ 街に広告が氾濫しておらず、ライトアップなどの景観対策も講じられている。
- ⑥ 街に電柱や電線がなくすっきりしている。
- ⑦ 空気、川や海の水の汚れがさほどひどくはない。
- ⑧ 下水道、排水路が完備している。
- ⑨ 住宅、ビルなどが整然と立っており、スラム街もない。
- ⑩ 街の建物が皆新しく見え、みすぼらしいものが少ない。

このようにポイントは多岐にわたるが、ここでは、その主要なものについて解説したい（一部は別の章で詳しく説明している）。

## 1 クリーンアップ

### 行き届いた清掃

シンガポールの公共空間の清掃はよく行き届いており、紙屑、空き缶から落ち葉まで、汚れた状況が長く放置されていることがほとんどない。住宅団地の裏手などでは汚れた場所はあるが、特に観光客が足を運ぶ表通りについては、清掃が徹底しているように思われる。街の公共の場所の清掃は、各役所の間で次のように分担されている。

- ・道路、海岸…環境省
- ・公園、緑地…公園レクリエーション局
- ・公共駐車場…設置者（都市再開発庁〔URA〕または住宅開発庁〔HDB〕）
- ・公共住宅団地内…タウン・カウンシル（住民の自治組織）
- ・ジュロン開発公社が開発した工業団地内…同公社

このうち、街の清掃の主要な役割を担う環境省では、道路、海岸の清掃のために約二〇〇〇人が働いている（うち四割は女性）。同省の行う清掃作業のほとんどは直接雇用している作業員によって行われおり、民間企業に外注する清掃作業はごく一部分である。道路清掃の六〇％は自

動清掃装置を備えた清掃車両を使って行っている。この車両は一日距離四八キロメートルを清掃し、二トンのゴミ、塵等を回収できる。一方、歩道の清掃は機械化も研究しているが、現在は人手によっている。

### 散らかし行為の禁止

シンガポールは、ゴミを道端に捨てることと罰金になることは、日本でもすでに有名である。日本からの観光客がうっかりゴミを落として捕まるといったことはほとんどないものの、シンガポール人の悪質な違反の取締りの新聞報道はよく目にする。

ゴミ捨ての禁止・罰金は環境公衆衛生法に定められている。この法律では次にあげるような行為を禁止している（抜粋）。

- ・ 公共の場所にちり、汚物、紙、灰、残骸、廃物、箱、樽、梱包物その他のものを置き放したり、落したり、投げ捨てたりすること
- ・ 公共の場所で食べ物その他のものを乾燥させること
- ・ 血液、塩水、有害な液体、残飯などの不快なまたは汚れたものを、公共の場所へ流れ込み、または落ちていく場所に置いたり、撒いたり、流したり、投げ捨てたりすること
- ・ 道路や公共の場所に痰・唾を吐いたり、鼻水を散らすこと
- ・ 運河、排水路、湖、貯水池、川、小川、水路の中またはその土手、浜に接する海にゴミを



ゴミのポイ捨て禁止の表示、罰金1000ドル  
(パセ・リス駅) (撮影：玉村千治)

落したり、置き去りにしたり、投げ込むこ  
と

これらを見ると野外の外食の店が多いシンガポールらしい禁止行為もあげられている。違反者は令状なしで逮捕され、初犯で一〇〇〇Sドル、累犯で二〇〇〇Sドル以下の罰金が科される。具体的な運用では、例えば、よく見られがちなタバコの吸殻、駐車クーポンのポイ捨て等の場合、初犯で一五〇Sドルの罰金となる。

シンガポールのような罰金は、その存在自体が特殊というよりも、禁止行為を示す赤枠表示が公共の場所の目につくところに多数表示されており、さらにそこに罰金額が明示してあることに特徴があると考えられる。また、違反者の検挙が新聞などで比較的大きくとりあげられる（ときに顔写真入りで）のも日本との違いを感じる。環境省

の広報担当も、違反行為のすべてを罰則の適用により取り締まる考えではなく、教育・広報による状況改善をめざしているとしている。また、同省は、道德教育などで散らかし行為などの抑止をはかっている日本の方法にも関心をもっている。

さらに、最近になって、悪質なゴミ捨て行為を行った者（二度目以上の者など）に対し、罰金だけでは抑止効果が小さい場合もあるとの判断から、追加的な罰則として、公園などの公共空間の清掃を矯正労働として行わせることを始めた。この「矯正労働」の罰則は一九九二年十一月に導入され、九三年一月に最初の適用が行われたが、作業の様子が新聞にも大きく報道され、その後もマスコミの報道は続いた。九三年一年間では三〇八人がこの矯正的清掃作業に服した。

その他、建設工事関係車両が道路などを汚す原因とならないよう、環境公衆衛生法に、走行中または停車中に土、砂、廃物、おが屑その他を落したり流したりすることを禁止する規定が盛り込まれている。具体的な規制としては、まず第一に、建設現場の出口には、土砂運搬用のダンプカーなどの車体を道路に出る前に水で洗浄するための場所・施設を設けることが義務づけられており、実際に洗車が行われている。さらに、一九九三年十二月から、土砂、廃材、石などの建設関連資材を運ぶダンプカー等は、道路を走行する場合、道路への飛散を避けるため、走行時には荷台に覆いを被せることが義務づけられた。この違反の罰金は、初犯で一五〇

Sドル、累犯で五〇〇Sドルである。

### 清潔な公衆トイレ

環境省は、公衆トイレの清潔さ向上に積極的に取り組んでいる。同省は、検査の結果汚れていたり欠陥があるとされたトイレの数は、一九九一年の九一一件から九二年は四八九件に減少したとしている。九二年十二月より、すべての公衆トイレ（ビルの中のものも含む）には、トイレット・ペーパー、石鹼または液体洗剤、ハンドドライヤーまたはタオル、ゴミ箱といった基本的な備品を備えつけることが義務づけられた。この規制の違反者には罰金が科される。規制導入の際、備品の盗難のおそれがあるとか、ハンドドライヤーが高価などの理由で設置者、管理者から一部不満が出たものの、規制は現在もそのまま続いている。また、水洗トイレの水を流さないと罰金という表示が古いトイレに見られるが、この点については、新しいトイレにはセンサーにより使用後自動的に水を流すシステムの導入が進んでいる。

なお、シンガポールのトイレの手洗いの蛇口は、節水の意味もあり、蛇口をひねると水が出るタイプではなく、蛇口上のボタンを押すと少なめの一定量の水が出て自動的に止まるタイプが多い。

## 2 その他の環境美化政策

### 屋外広告規制、

### 景観対策

シンガポールでは、屋外や建物の外壁に設置できる看板、ネオンサイン等は、その建物に入っている店舗の名称にほぼ限られ、商品名、ブランド名、企業名などについては原則禁止されている。特に、一九九三年一月に規制が強化され、それまでわずかに残っていた屋外に単独に立てられた掲示板、商店の壁の標識、屋上の商業広告は、古くからあるものも含め一切禁止された。この規制は、屋外広告がシンガポールのスカイライン、都市景観にそぐわないという理由で実施されている。この点は、街が看板であふれている香港などとまったく対照的である。ただし、今まで屋内か、屋外でもスタジアム内などでしか認めてこなかった大規模映像スクリーンの設置が、九三年に目抜き通りのオーチャード・ロード沿いの建物（ショーハウス）の外壁に許可され、政府も世界的な潮流には理解を示しているとも考えられる。

一方、URAは、現在、中心市街地のライトアップ計画を進めている。一九九二年よりテストケースとしてエンプレスプレース（博物館）とイスタナ（大統領官邸）がライトアップされた。九三年末には、シンガポール川にかかるアンダーソン、カベーナ、エルギン、コールマンの各



橋の夜間照明が開始された。これにより、新たにシンガポール川縁の夜の観光散策コースが生まれた。

また、季節ごとの装飾、ライトアップも行われている。目抜き通り沿いのショッピング・センター、ホテルなどは、シンガポール観光振興庁（STPB）の指導のもと、クリスマス、中国正月（二月初めころ）、建国記念日（八月）の前後の一定の時期に、それぞれのイベントにちなんだ飾り付けが行われ、通りの上空や歩道なども装飾・ライトアップされる。特にクリスマスに關しては、建物ごとに装飾の美しさを競うコンテストが実施されるため、工夫をこらした装飾が目抜き沿いに並ぶ。また、ヒンドゥー教、イスラム教の祭りの時期にも、關連の深い地域に限ったライトアップが行われる。

市街地の大規模な建築物については、開発許可の段階で、URAから景觀について指導が行われていることは、すでに前章で述べた。

#### 電線類は地中に

シンガポールでは、英国により都市開発が始められたこともあり、欧米諸国と同様に、電線類の地中化が街づくりにおいて先行的に行われている。

現在、島内の北西部など一部の郊外を除いて、電線類は地中化されており、電柱もない。電線は道路の地下に埋設されており、各敷地前に設置される一メートル程度の高さのコントロール盤を介して、敷地内へと引き込まれている。

しかし、シンガポールでは、電線や水道管などを収容する道路下の専用空間である共同溝やミニ共同溝(CAB)については、まだ設置した例がない。現在、近い将来開発を予定している新都心に導入を検討中であり、日本などの先進国を視察・研究している段階である。このため、電線の付け替え工事などのための道路の掘返し工事がかなり多い。

#### ノースモーキング

禁煙の徹底は、間接的ながら、建築物の中および列車、バスの中の環境美化に貢献している。現在、禁煙の場所は不特定多数の人が立ち入る閉鎖空間のほぼ全域に拡大されている。特に愛煙家の日本人来訪者にとって制約と感ずる場面は、レストランの中の禁煙と、訪問先の政府機関の会議室の禁煙であろう。また、団体で借り切ったバスのなかでさえ禁煙である。シンガポール航空は、一部の路線に全席禁煙の定期便を導入している。

シンガポールでは、一九九〇年よりタバコの広告、販売促進が禁止されたが、新聞、テレビ等ではそれ以前より禁止されていた。また、禁煙を示すステッカーは、公共交通施設、レストランなどに広く張られており、営業主も客に禁煙を厳格に求めているのが一般である。なお、タバコに対しては高率の税金が課されており、日本より相当高価となっている。

#### 高水準の公害対策

シンガポールの公害対策は日本や欧米先進国と同等の水準にあるということが出来る。大気汚染のレベルは、WHOや米国の汚染対策基準の範

囲内であり、工場排水、生活排水は、すべて汚水処理を行った後に放流されている。海岸の水は、レクリエーションが可能な水準を満たす水質である。ただし、島の周辺が主要航路や狭い海峡であるため、特に観光資源になるほど海は清浄とはいえない。

無鉛ガソリンの使用促進も行われている。一九九一年七月よりすべての輸入車は無鉛ガソリン使用可能なものに限定された。九一年二月より有鉛ガソリンには税を追加し無鉛ガソリンの税率は引き下げられた。

#### 教育にも力を入れる

一九九二年二月に、環境省に環境教育部が設立され、環境教育のいっそうの推進を担うこととなった。環境教育プロジェクトとしては、まず、九〇年以来、毎年十一月に「クリーン・アンド・グリーン・ウィーク」が実施されている。首相が自ら開催宣言を行うのが恒例で、期間中毎日、さまざまなイベントが実施される。主な対象は学校、草の根組織、経済組織などとなっている。

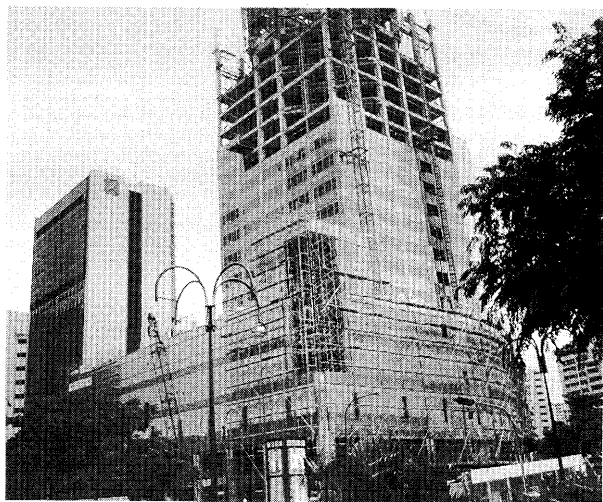
また、一九八七年十月に河川浄化プログラムが始まった。学童にシンガポール川、カラン川の浄化に払われた多大な努力と、川を清潔に保つたための人々の役割を教える内容である。その他、毎年六月五日には世界環境デーを記念したイベントが行われる。さらに、環境省は、ゴミ散らかし防止の教育プログラム、ゴミの量の最少化キャンペーンなども実施している。

## ビル新築ラッシュ

### と改修工事

シンガポールでは好調な経済成長を背景に事務所需要が高まり、大規模なビルの新築ラッシュとなつている。また、古いビルの外装、内部施設などの改修工事も盛んである。したがって、目につくビルに薄汚れた外観のものが少ない。

シンガポールではビルの賃貸契約期間が通常三年程度（長くても六年）と日本に比べ短いうえ、企業の側に事務所の移動の抵抗感が少ないため、賃貸条件しだいで新築ビルや改修されたビルへの移転が頻繁である。このことが古いビルに早めに空室が目立つ原因となり、ビルの改修や建て直しが促されるといった事情もある。



新オフィスビルの建設工事（オーチャード・ロード）  
（撮影：玉村千治）

る。

公共住宅については、分譲されたものも含めて、政府の補助で化粧直しが定期的に行われ、本格的な増築・改修工事も一部で始まっている（第1章参照）。さらに、歴史的価値のあるシンガポールの建物は、住宅街、商店街なども含め政府が保存すべきものを指定して改修・保存している（第4章参照）。